

## 目次

### 第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の重点項目	3
5. 計画策定の背景	4

### 第2章 基本目標と計画の体系

1. 基本目標	6
2. 計画の体系	7

### 第3章 基本目標と重点課題

1. 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立	8
①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	8
②あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解と国際的協調	14
2. 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	18
③政策・方針決定過程への女性の参画拡大	18
④地域における男女共同参画の推進	22
⑤働く場における男女共同参画の推進	25
⑥防災における男女共同参画の推進	30
3. 基本目標Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援	33
⑦家庭生活における共同参画ワーク・ライフ・バランスの推進	33
⑧男女がともに安心して子育てができる環境の整備	38
⑨高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備	41
4. 基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される環境づくり	45
⑩男女の人権尊重	45
⑪あらゆる暴力の根絶	47
⑫生涯にわたる健康の確保	52

### 第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制	55
2. 計画の進行管理	55
数値目標一覧	56

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法第9条には、「地方公共団体は、男女共同参画社会の形成を促進するため、国の施策に準じた施策及び地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務がある」と明記されています。

名張市では、男女共同参画社会の実現を、新しい時代の要請を受けて目指すべき重要課題と位置づけ、2006（平成18）年4月に「名張市男女共同参画推進条例」を施行しました。

2007（平成19）年3月には、条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的に推進すべき施策の目標や方向性とその内容を具体的に明らかにすることを目的として、「名張市男女共同参画基本計画」を策定し、総合的に施策を展開してきました。

計画の策定から10年が経過した中で、男女共同参画社会実現のための意識啓発や拠点機能の整備などにおいて、一定の成果を上げています。

こうした中、2014（平成26）年5月に実施した総合計画にかかる市民意識調査によると、~~「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識~~「男女の固定的な役割分担意識に同感しない」という市民の割合は若い世代を中心に解消し高まりつつありますが、一方で、同年10月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、男女の地位について、「男性が優遇されている」と答えた人の割合に大きな改善は見られず、また、政策・方針決定過程への女性の参画や家事・子育て・介護などへの男性の参画も十分に進んでいない状況にあります。さらに、性別による差別的な扱いやワーク・ライフ・バランス※の推進など、男女共同参画社会の実現のためには、まだ多くの課題が残されています。

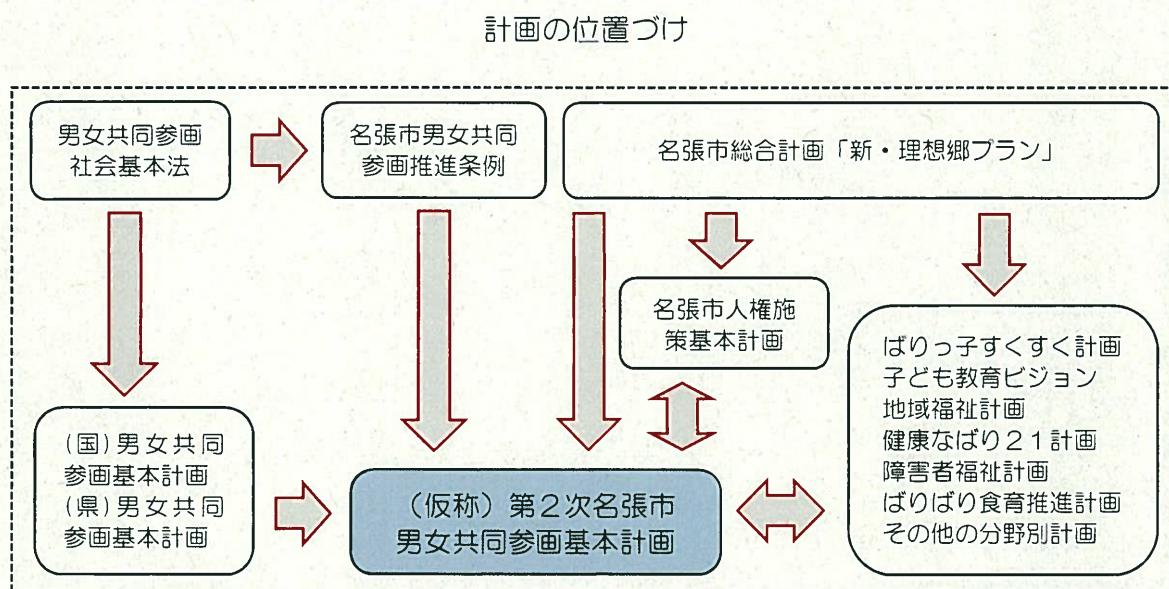
こうした現状を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向け、これまでの取組や達成状況を継承しつつ、少子高齢化、人口減少社会の到来、貧困など格差の拡大といった社会情勢の変化に伴う新たな課題を視野に入れ、性別にかかわりなく市民一人ひとりが自分らしく幸せに暮らしていくための指針として、「第2次名張市男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

※1 ワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

## 2. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「名張市男女共同参画推進条例」第11条第1項に基づく男女共同参画社会を実現するための基本計画とします。また、国の「男女共同参画基本計画」及び「三重県男女共同参画基本計画」を踏まえることとします。
- (2) 本計画は、名張市総合計画「新・理想郷プラン」に基づき策定する具体的な分野別計画と位置付け、「人権施策基本計画」や「ぱりっ子すくすく計画」をはじめとした市の人権、教育、健康福祉に係る分野別計画とも連携、整合を図ります。また、条例第12条で定めている「市のあらゆる施策の策定、実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮すること」を踏まえ、関係部局との調整を図り、取り組むこととします。
- (3) 施策の実効性を高めるため、さまざまな施策について可能な限り具体的な数値目標を設定することとし、項目数を現行の24項目から31項目に増やします。



## 3. 計画の期間

本計画の期間は、おおむね10年先を見据えた名張市総合計画「新・理想郷プラン」との整合を図り、2017（平成29）年度を初年度とし、目標年度を2026（平成38）年度とします。なお、計画の中間年である2021（平成33）年度に計画の見直しを行います。



## 4. 計画の重点項目

国の男女共同参画施策の方向や本市の現状と課題を踏まえ、次の事項を重点項目として位置づけ、分野別施策については、関係部局との調整を図り、総合的に取組を進めます。

(1) 男女共同参画意識の確立のため、これまで取り組んできた意識啓発をさらに推進するとともに、働き方の見直しや男性の家事・子育て・介護への参画促進など、暮らしの中でのワーク・ライフ・バランスの促進に向けた意識改革を進めます。 重点課題①、②、⑤、⑦

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）<sup>※1</sup>に基づく事業主行動計画の策定や政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男性の育児・介護休業の取得促進などに取り組むとともに、事業所などへの啓発を進めます。 重点課題③、⑤、⑦

(3) 防災における女性の参画拡大や男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に努めます。 重点課題⑥

(4) 性的マイノリティ<sup>※2</sup>についての理解の促進を図るとともに、性別による差別的な扱いの根絶に向けた取組を進めます。 重点課題⑩、⑪

---

### ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的に、2015（平成27）年8月に成立。10年間の時限立法。2016（平成28）年4月1日から、301人以上の労働者を雇用する事業所と雇用主としての国や地方自治体には、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられました。300人以下の労働者を雇用する事業所については努力義務。

### ※2 性的マイノリティ（性的少数者）

- ・同性愛者、両性愛者および無性愛者である者並びに性同一性障害を含め性別違和がある者をいう。  
(渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例第1章（7）より引用)
- ・身体的性別（sex）、性自認（gender identity）、性的指向（sexual orientation）などが、男性・女性という二つの性を前提とした性別二元論と、男性は女性を、女性は男性を恋愛や性愛の対象にするものであるという異性愛主義に基づいた「社会常識」に対応しない人を指します。

具体的には同性愛者（ゲイ、レズビアン）、両性愛者（バイセクシュアル）、性同一性障害（トランスジェンダー）、Aセクシュアル（非性愛、無性愛）、インターフェックス（半陰陽：性器や性腺が男女一方の型に統一されていない）などが存在します。

なお、「性的マイノリティ」という言葉は、「LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）」と同義で用いられることもあれば、Aセクシュアルやインターフェックスなど、他のカテゴリーを含むこともあります。

## 2. 計画の体系

基本目標	重点課題	施策の方向	
I 男女共同参画意識の確立	①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革 ②あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解と国際的協調	1	家庭・地域における男女共同参画の意識づくり
		2	働く場における男女共同参画の意識づくり
		3	子どもの頃からの男女共同参画の理解と自己形成
		4	家庭・地域社会における教育、学習の推進
		5	国際的協調の推進
	③政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ④地域における男女共同参画の推進	6	行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		7	審議会等における積極的な女性の登用
		8	事業所・地域におけるポジティブアクション(積極的改善措置)の促進
		9	地域づくり組織等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		10	人材育成のための講座等の実施
II あらゆる分野における男女共同参画の推進	⑤働く場における男女共同参画の推進	11	雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保
		12	農林業、商業等の自営業者への支援
		13	女性の就労・能力開発のための支援
		14	防災における女性の参画拡大
		15	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立
	⑦家庭生活における共同参画ワーク・ライフ・バランスの推進 ⑧男女がともに安心して子育てができる環境の整備 ⑨高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備	16	男性の積極的な家事・育児・介護への参加
		17	事業所におけるワーク・ライフ・バランスの普及、啓発推進
		18	安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援の充実
		19	地域で子どもを育てる環境づくり
		20	単身世帯、ひとり親世帯等に対する支援の充実
III 家庭生活と社会活動の両立支援	⑩男女の人権尊重	21	高齢者、障害者が安心して暮らせる支援の充実
		22	性別に左右されない人権尊重の意識づくり
	⑪あらゆる暴力の根絶	23	メディア等における人権尊重
		24	権利侵害についての相談体制の充実
		25	DV防止対策及び被害者支援の充実
		26	セクシュアルハラスメント等の防止
	⑫生涯にわたる健康の確保	27	生涯にわたる健康保持促進
		28	性差に応じた健康支援の推進
IV すべての人の人権が尊重される環境づくり			

## 第3章 基本目標と重点課題

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立

#### 重点課題①

##### 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革

###### ■現状と課題

男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を形成実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画に対する理解と意識の形成を進め図る必要があります。

名張市男女共同参画推進条例では、「性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度及び慣習が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう見直す」ことを規定しています。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった高度経済成長期を通じて形成されてきた固定的な性別役割分担意識※1や、「男だから、女だから」ということだけで働き方やさまざまな活動、生き方までもが制限されるような性差に対する偏見、さらに、長い歴史の中で培われてきた社会制度や慣習にも基づくジェンダー（社会的性別）※2は日常生活の中で依然として根強く残っています。

2014（平成26）年5月に実施した総合計画にかかる市民意識調査によると、「男女の固定的な性別役割分担意識に同感しない」という市民の割合は、若い世代を中心に解消高まりつつありますが、一方で、同年10月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、男女の地位について、「男性が優遇されている」と答えた人の割合が男女とも高く、実態としての男女平等が進んでいない結果となっています。

このように意識と実態に大きな違いがある中で、長時間労働の縮減是正など働き方の見直しを推進し、さまざまな分野へ女性が参画できる環境を整えるとともに、働き方や暮らし方の意識を改革することが、仕事と生活の調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながることを理解する必要があります。

そのためには、市民、事業者、地域、事行政が一体となって、家庭や学校、働く場、地域など身近なところから、男女平等と男女共同参画の意識づくりの取組を積極的に進めることができます。

※1 国の「第4次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」第2部第2分野「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」より引用

※ ジェンダー（社会的性別）

人間には生れついての生物学的性別（セックス／SEX）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性・女性の別をジェンダー／gender（社会的性別）という。

## 重点課題②

### あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解と国際的協調

#### ■現状と課題

個人の価値観やライフスタイルが多様化した現代において、~~男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画に対する理解と意識の形成を進める必要があります。~~ 市民一人ひとりの意識を高め、男女が自立した一人の人間として、個性や能力を十分に發揮するためには、家庭や学校、地域等などにおける教育や学習の果たす役割が大変重要です。

しかし、実際には、男女共同参画という言葉は浸透しつつありますが、関連する法令や制度についての認識は、今なお十分ではありません。

~~市民一人ひとりの意識を高め、男女が自立した一人の人間として、個性や能力を十分に發揮するためには、家庭や学校、地域等における教育や学習の果たす役割が大変重要です。~~

なかでも、各地域で男女共同参画のための教育や学習を進めることにより、市民一人ひとりの意識の向上を図るとともに、次代を担う子どもたちが健やかに、そして個性と能力を十分発揮できるよう、また、子どもの最善の利益に配慮して育んでいくために、学校・幼稚園・保育所（園）などにおいて、自己形成の基礎となる時期~~の~~に男女共同参画に関する教育・保育を推進していくことが重要です。

このことは、性別にとらわれない自分らしい生き方を選択する力を身につけるとともに、男女共同参画についての正しい考え方を身につけた~~将来次代の社会~~を担う市民を育成する上でも大切なことです。

また、男女共同参画社会の形成は、国際社会における活動と密接に関係しており、~~国~~の男女共同参画社会基本法では、基本理念の一つとして「国際的協調」を掲げていますが、~~わが国~~の女性の社会進出と活躍の分野では、世界の国々の状況と比較して、依然として低い水準にとどまっています。

市民一人ひとりが国際社会の一員としての意識を高め、社会で多様な個性や能力を十分に発揮することができるよう、情報の収集や提供、外国人との交流、国際理解のための教育等などを通じて、国際的協調に努めることが必要です。

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 重点課題③

#### 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

##### ■現状と課題

社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程の場面においては、多様な視点や考え方を反映させるため、男女が対等に参画することが必要かつ望ましい姿であり、男女共同参画社会を実現するための前提となるものです。

国は、2003（平成15）年に、「社会のあらゆる分野において、2020（平成32）年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、取組を進めてきましたが、十分進んでいません。そのため、女性活躍推進法に基づき、地方自治体や301人以上の労働者を雇用する事業主に対し、女性の採用・登用・能力開発等などのための事業主行動計画の策定、公表を義務づけています。

本市でも、男女共同参画推進条例にポジティブ・アクション（積極的改善措置）※（※4）を定め、2009（平成21）年までに、すべての審議会の委員を総計して男女どちらか一方の委員の割合が40%未満にならないことを目標に掲げ、達成に努めてきましたが、2015（平成27）年4月現在で25.7%となっており、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいるとはいえない状況です。

また、2014（平成26）年10月に実施した男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査では、事業所における管理職への女性の登用についての事業所アンケート調査では、約7割の事業所が登用に肯定的ですが、実際には、管理職に就くべき人材の育成が課題となっています。

「女性活躍推進法」に基づき、市がは、事業所として、行政分野での政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進するとともに、民間事業所に向けた女性の管理職などへの参画拡大への働きかけとや人材育成のための取組を進める必要があります。

※1.2.3 国の「第4次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」第2部第2分野「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」より引用

※4 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思において社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を解消するために必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

## 重点課題④

### 地域における男女共同参画の推進

#### ■現状と課題

地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等など家族形態が変化するしている中で、地域力を高めていくためには、最も身近な暮らしの場である地域社会においても、男女がともに構成員として個性や能力を認め合い、対等な立場で互いに協力することにより、誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが必要です。

当本市においては、各地域づくり組織と行政が対等な関係でそれぞれの活動を尊重し、互いに協働・連携して市民主体のまちづくりを進めており、市民が地域づくり組織の活動に積極的に参加・参画していますが、固定的な性別役割分担意識や社会制度・慣行が根強く残っており、依然として男性が優位な状況に変わりはありません。

地域活動においても、市民一人ひとりがこれまでの意識や活動のあり方を見直し、男女共同参画の意識を持つことが必要です。そして、年齢や性別にかかわりなく多様な市民のが地域活動への参画とし、地域でのさまざまな課題に取り組む中で、方針決定過程へのリーダーとしての女性の参画ができるようなしくみづくりと、特に女性が積極的に参加し、リーダーとして能力を發揮しやすいよう環境を整えることが必要です。

そのためには、地域づくり組織が中心となり、さまざまな機会を通じて、男女共同参画の意識の向上に向けた啓発活動や人材の育成などを進めていくよう支援をしていくことが必要です。

## 重点課題⑤

### 働く場における男女共同参画の推進

#### ■現状と課題

働くことは、生活の経済的な基盤であり、人が自立して生きていくための重要な要素です。~~急速な~~少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、社会経済状況の変化等などのなかが見られる中で、女性が個性と能力を十分に發揮し、責任ある仕事をすることで、~~企業運営等~~働く場に多様な価値観をもたらし、活力ある社会の構築につながります。

~~このことはまた、長時間労働の縮減は正など男性の含めた働き方の見直しを図り、男性にとっても男女がともに働きやすい環境を整えることで、働きたい人が性別や年齢にかかわりなく、その能力を十分に發揮できるダイバーシティ（人材の多様性）~~\*の推進につながります。

しかし、実際には、第1子出産を機に約6割の女性が離職するなど、女性の労働力率が子育て期にあたる30歳代で低下する状況（労働力のM字型カーブ問題）はいまだ解消されていません。

また、長時間労働や転勤が当然とされる男性中心の働き方は、家事・子育て・介護などへの男性の主体的な参画を困難にし、女性が仕事と生活を両立することを妨げていると同時に、地域コミュニティへの参加や健康保持など、男性が仕事と生活の調和を実現する上での阻害要因になっていると指摘されています。

男女がともに働きやすい職場づくりを推進するためには、~~女性活躍推進法~~に基づく女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定や、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の導入をはじめとした男女間の性別による格差解消に向けた取組等などを積極的に働きかける必要があります。

また、事業所の規模や職種によって~~取組み~~を進めていくには難しさがあることは確かですが、非正規雇用の待遇改善や育児・介護休業の取得促進など、事業所にとってのメリットがあることを含め働きかけていくことが重要です。

さらに、農林業や商業等など自営業において、女性は仕事と家事・子育て・介護等なども担っている場合が多く~~み~~見られ、経営や意思決定過程への参画も十分ではありません。

こうしたことから、女性の経営などへの参画促進やエンパワーメントのための支援を行うとともに、就労・能力開発のための支援や再就職支援、創業支援、若者への就労支援などの取組が必要です。

\*ダイバーシティ 「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

※「第4次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」第2部第2分野「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」より引用

## 重点課題⑥

### 防災における男女共同参画の推進

#### ■現状と課題

災害への対策には、平常時からの防災対策が必要不可欠ですが、名張市は、東南海・南海地震の地震防災対策推進地域に指定されており、より計画的で実効性のある防災・災害時対策を講じていくことが求められています。

東日本大震災では、避難所などでの不便な生活環境の下で、家事や子育てなどの家庭的責任に対する負担が女性に集中することに加え、女性が必要とする衛生用品など~~の~~生活必需品の不足や、授乳や着替えをする場所、トイレの確保などの問題が明らかになっています。

国では、こうした問題に対する防災・災害時対策に女性や子供の視点を反映するため、平成25年5月に~~一~~防災、災害時に必要な対策・対応について、地方自治体が取り組む際の指針を策定しています。

本市では、災害時などに備え、地域づくり組織、基礎的コミュニティ（区、自治会）、民生委員・児童委員などが中心となり、日ごろから高齢者や障害者など特に支援が必要とされる人が、地域のどこに暮らしているのかを把握するとともに、支援が必要とされる人たちを支援する関係づくりが重要となるため、高齢者の~~一人ひとり~~暮らし世帯など災害時に何らかの支援が必要とされる人とその近隣における支援者を結ぶ「地域あんしんねっと」の取組を全地域で進めています。

今後においても、国の指針に沿って、消防団員や防災会議における女性の登用や政策・方針決定過程への参画など、防災分野における女性の参画拡大と災害時に支援が必要とされる人への対応に取り組む~~とともに~~ことが必要です。

また、災害時の避難所運営や被災者支援~~などの体制の確立~~についても、自助、共助、公助の役割分担の中で、男女共同参画の視点に立って、これまで以上に~~事行政~~をはじめ、市民、地域づくり組織などが連携して取り組むべき効果的で実効性の高い対策を平常時から講じておくことが必要です。

## 基本目標Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援

### 重点課題⑦

#### 家庭生活における男女共同参画ワーク・ライフ・バランスの推進

##### ■現状と課題

生活の基本的な場である家庭において、男女共同参画を推進するためには、家族の一員としての責任を果たしながら、家族がお互いに協力し、仕事と家事や子育てなどの家庭生活とその他の活動とのバランスがとれた生活ができるようにすることが重要です。

しかし、家事・子育て・介護などの多くは、依然として主に女性が担っているのが現状で、こういった状況は、妻の就業の有無とはあまり関係がなく、片働き世帯と共働き世帯と専業主婦世帯のいずれにおいても、夫の家事・子育てにかかる時間の短さが指摘されています。

いうなればそのため、実際には、「男は仕事、女は仕事も家事も子育ても」という状況が常態化しているようです。核家族や共働き世帯の増加、今後はさらに、少子高齢化などにより、家事・子育てに加え介護などへの女性の負担が重くなっていくことが予想されます。(43ページ資料⑨-2、3参照)

2014(平成26)年10月に実施した総合計画にかかる市民意識調査によると、「性別による男女の固定的な役割分担に同意感しない」という意識市民の割合は若い世代を中心として解消しに高まりつつあります。がるものの、日々の家庭生活においては、依然として、男性の家事・子育て・介護への参画が十分進んでいないことから、男女がともに協力し、家族の一員としての責任を果たすとともに、家事・子育て・介護などの家族負担を分かち合い、女性の社会参画を促進できるような環境を整えるなど、支える家族にとっての男女共同参画を推進する取組が求められます。

そのためには、家庭での役割分担に向けた啓発共同参画を進めるための取組とともに、事業所に向けたでの長時間労働の縮減是正をはじめとした働き方の見直し等などワーク・ライフ・バランスの意識の普及、啓発実現に向けた取組を進めることが必要です。

## 重点課題⑧

### 男女がともに安心して子育てができる環境整備

#### ■現状と課題

未来に向けて次代の社会を生きる担う子どもたちの心身とともに健やかな成長は、市民すべての願いです。保護者は言うまでもなく、地域社会が一体となり、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることは、人口減少社会の到来という現実にあって、持続可能なまちを創造しづくりを進めていくうえでも重要な課題と言えます。

本市では、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産、子育てまでを事行政、地域づくり組織、関係機関が連携して切れ目なく相談・支援する「名張版ネウボラ」※の取組みを進め、「産み育てるにやさしいまち“なばり”」の実現を目指しています。

また、就学前児童数は減少傾向にほぼ横ばいであるものの、共働き世帯の増加などから、保育所（園）入所者数はほぼ横ばいとなっておりのうち3歳未満児数が増加傾向にあるほか、保育所（園）入所率は高まっており、共働き世帯の増加などから、放課後児童クラブ利用児童数も増加傾向にあることから、国の「子ども・子育て支援新制度」に沿って、待機児童の解消や基づき、新たに地域型保育事業※を推進するとともに、これまで進めてきた家庭で子育てをしている人へのサポート支援や放課後児童クラブの充実によるワーキングマザーへの支援、病児・病後児保育の充実など、総合的な保育サービスの充実子育て支援を進めています。

一方で、いじめ、虐待、DV等など、子育て家庭が抱える問題は、複雑・多様化していることから、ます。事行政だけでなく、地域づくり組織等との連携による子どもの見守りにより、未然防止・早期発見に努めるとともに、適切に福祉サービスなどにつなぐことができるよう、相談窓口や体制の周知とともに、や相談機関とのネットワークにより、総合的かつ専門的な対応ができる体制を整えます。必要があります。

さらに、小児救急医療センターでの24時間365日の小児二次救急体制を堅持するとともに、産科医療体制の整備を進めていきが求められます。

これらの男女がともに安心して子育てをできる環境を整備することは、未来次代を担う子どもたちの生活環境を豊かにしていくと同時に、子どもたちが自分らしく生きる力を育んで生きて行くために欠くことのできないものあります。

そのためには、地域で子どもを育てる環境づくりを男女共同参画の視点で積極的に推進していくことが重要です。

※1 「名張版ネウボラ」

市では、産前産後の支援を強化し、安心して出産・子育てできる環境を整備するため、フィンランドの子育て支援制度「ネウボラ」を参考に、妊娠・出産・育児の切れ目のない相談・支援の場、またその仕組みを作っています。これを「名張版ネウボラ」と呼んでいます。

※2 地域型保育事業

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度において、待機児童の多い〇歳から2歳の子どもを対象とした地域型保育事業が市町村の認可事業として創設されました。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つのタイプがあり、地域のさまざまな状況に合わせて保育の場を提供します。

## 重点課題⑨

### 高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備

#### ■現状と課題

高齢者や障害者、ひとり親家庭等などの人々~~たち~~が自立した生活を送り、多様な生き方を選択できることは、男女共同参画社会を実現していく上で重要な意味があります。

しかし、人々のつながりが希薄になるなど、地域社会が変容するなかで、非正規労働者やひとり親世帯の増加等などに対応するセーフティネットの再構築の必要性が指摘されており、高齢者や障害者、ひとり親家庭等などさまざまな生活上の困難を抱える男女~~たち~~への支援と、地域での孤立等を防止するための取組みが重要となっています。

少子高齢化が進むなかで、市の2014年（平成26年）10月1日現在の65歳以上の高齢者は21,391人で、高齢化率は26.427.6%と全国平均を上回り、4人に1人が高齢者です。

これは、昭和40年代以降の住宅地開発により急激に人口が増加したことによるもので、今後、当面の間、名張市は全国平均の2倍の速さで高齢化が進むと予想され、また、団塊の世代が75歳になる2025（平成37）年には、3人に1人が高齢者になると予想とされています。

こうした中、本市ではこれまで、誰もができる限り住み慣れた地域の中で、障害があっても要介護状態になっても、その人らしく暮らせるよう、「夢づくり広場」※1や、「まちの保健室」※2といった福祉基盤を活用し、「地域あんしんねっと」による日常的な見守り支援ネットワークや「地域ささえあい」による有償ボランティア組織等による生活支援活動等など、市民が主体の活動を支援してきました。

高齢者人口の増加などによる単身世帯、離婚によるひとり親世帯が増加している中で、特に女性については、出産・子育て・介護などによる就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況にあると言われています。

今後は、これまで構築してきた地域のネットワークや人の力を活用した「地域包括ケアシステム」※3により、高齢者や障害者だけでなく、ひとり親家庭など複合的に困難な状況に置かれている人たちへも支援を広げ、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくような取組を進めていく必要があります。

※1 夢づくり広場

各地区や自治会、市民活動団体などが主体となって設置、運営する地域における健康福祉の拠点。高齢者サロン活動や子育てひろば活動などのきめ細やかで柔軟な活動多様な取組が行われています。

※2 まちの保健室

各地域ごとに保健・福祉の専門職を配置し、健康相談、福祉関係生活相談や一人暮らし高齢者等宅への訪問活動を行うほか、子育て支援や、健康づくり教室・介護予防教室などを行う健康づくりの拠点でもある。

※3 国の「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方—第1部 基本の方針」より引用

※4 「地域包括ケアシステム」

市民一人ひとりの多様な状況やニーズに対応できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいを一体的に提供するしくみ。

## 重点課題⑩

### 男女の人権尊重

#### ■現状と課題

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を実現するための最も基本的な理念です。国の「男女共同参画社会基本法」においても、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」と規定しています。

しかし、~~「男は仕事、女は家庭」という考え方~~に代表される固定的な性別役割分意識は若い世代を中心に解消しつつありますが、社会通念や慣習などにおける男女の取扱いに見られる格差は依然として根深いものがあり、男女共同参画社会を実現する上で大きな障壁となっています。

そのことを踏まえ、~~「名張市男女共同参画推進条例」~~では、「すべての人は、あらゆる場において、性別による差別的な扱い、セクシュアルハラスメント、ドメスティックバイオレンスを行ってはならない」と、これらの禁止を規定しています。

また、同性愛者や両性愛者、自らの性に違和感を覚える人※1、性同一性障害者※2など性的マイノリティとされる人たちの人権を尊重するため、男性・女性だけではない多様な性のあり方に対する正しい理解が重要です。

近年、インターネットやスマートフォン（高機能携帯電話）の急速な普及などメディアが多様化するなかで、メディアから発せられる情報の中には、固定的な性別役割分担意識に偏った表現や一性の商品化、暴力表現といった女性の人権に対する配慮を欠いた表現も少なくありません。社会的影響力の大きいメディアがジェンダー（社会的性別）を固定化する結果を招いている側面も否定できません。

表現の自由は保障されなければなりませんが、各種メディアや公共空間において、性的、暴力的な不快な表現に接しない自由など、情報を受ける側の人権に配慮した情報発信が求められます。

同時に、市民も単に情報の受け手にとどまるのではなく、人権尊重の視点から、特に子どもや保護者へのメディア・リテラシー（情報識別・選択能力）※3向上への取組が重要な課題となっています。

男女の人権を確立するために、あらゆる分野において一層の人権意識の高揚を図ることが求められます。

※1 自らの性に違和感を覚える人

生物学的性（体の性）と性自認（心の性）との間に違和感を覚える人（トランスジェンダー）のことを指す。

※2 性同一性障害者

トランスジェンダーの人たちの中には、自らの性自認に合わせた社会的な振る舞いによって違和感を解消する人もいるが、性別の違和感による苦しみを医療によって緩和しようとする人を「性同一性障害者」という。（性同一性障害は医学的な疾患名）

※3 メディア・リテラシー（情報識別・選択能力）

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

## 重点課題⑪

### あらゆる暴力の根絶

#### ■現状と課題

配偶者や高齢者、障害者、子どもへの暴力やセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど、身体的暴力だけでなく言葉による精神的な暴力なども含め、あらゆる暴力は、人権を大きく踏みにじる深刻な問題です。

なかでも、DV(ドメスティックバイオレンス)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、配偶者間等にとどまらず、児童虐待とも密接な関係を持っており、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題として、根絶に向けた努力を続ける必要があります。

本市では、「名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会」を設置し、相談体制の充実と児童虐待やDVに対する正しい理解が浸透するよう啓発活動を進めるとともに、関係機関と連携して、未然防止、早期発見、被害者の救済及び支援の取組を進めてきました。

名張市の女性相談の延べ件数は、2005(平成17)年度に年間257件であったものが、2014(平成26)年度には1,194件と大幅に増加しているなかで、DV相談の延べ件数は275226件で全体の2322.2%を占めています。

DVについての社会的な認識は高まってはきているものの、2014(平成26)年10月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、これまでにDVを受けたと答えていた回答した人の中には「誰にも相談しなかった」、「相談しても無駄だと思った」と答えていた回答した人が依然として存在しています。

働く場においては、2007(平成19)年度をピークとして減少傾向にあったセクシュアルハラスメントの件数が、2014(平成26)年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられた相談件数では、11,289件と前年比2,059件増、その内女性からの相談件数は、6,725件と前年度比1,025件増となっています。増加傾向にあるほか、また、妊娠、出産、育児休業等などを理由とする女性への不利益取扱い(マタニティハラスメント)の被害も表面化しています。

さらに、児童虐待や高齢者などへの暴力に加え、デートDVの問題やSNS※など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これらを利用した交際相手からの暴力、性犯罪など、女性に対する暴力は多様化しており、迅速かつ的確な対応が求められます。

あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力が人間としての尊厳を著しく侵害するものであることを理解することが重要であり、そのためには、家庭、教育現場、地域、事業所などに向けた暴力を容認しない社会風土の醸成などの意識啓発とともに、被害者救済や心のケア、自立支援等などの取組を進めていくことが重要です。

※1 パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為のこと。

※2 SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。フェースブックやLINEなど人ととのつながりを促進・サポートする「コミュニティ型の会員制のサービス」のこと。

## 重点課題⑫

### 生涯にわたる健康の確保

#### ■現状と課題

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成実現するための前提であり、心身の健康についての正しい知識や情報の提供により、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※の視点が重要です。

~~こうしたことから、男女の生涯にわたる健康を支援するためには、ライフステージに応じた健康対策を心身両面から実施するとともに、性差を踏まえた精神的なケアなど、保健・医療対策の充実を図る必要があります。~~

本市では、性差に応じたがん検診や生活習慣病の予防、介護予防などの予防施策に取り組んできました。~~が~~今後もは、検診率の向上や予防施策の充実などを図るとともに、不妊治療にかかる経済的負担の軽減や女性外来（性差医療）の開設に向けた取組みを進めますていくことが必要です。

一方、30歳代、40歳代を中心に男性の長時間労働者が多く、仕事と生活の調和がとりにくい状況であり、また、自殺者の傾向は、圧倒的に中高年の男性に集中していることから、精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を確立するとともに、メンタルヘルスや自殺予防、喫煙やアルコール依存、薬物乱用などの解消のため~~の~~、心身の健康維持の支援体制の確立が重要となっています。

また、HIV／エイズや子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染をはじめとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすもの~~す~~あります。これら~~の問題~~に対しては、男女双方に対し、性に関する正しい理解を深めるための就学前からの環境の整備や、性教育の充実を図る必要があります。そして、正確な情報の提供と悩みに応えられる相談体制の充実による予防対策~~など~~を、保護者への働きかけと併行して推進していくことが重要です。

~~こうしたことから、このように、男女の生涯にわたる健康を支援確保するためには、健康教育や食育を含め、ライフステージに応じた健康対策を心身両面から実施するとともに、性差を踏まえた精神的なケア~~など~~や保健・医療対策の充実を図る必要があります。~~

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというだけでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時期を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的の権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

## 第4章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 庁内の推進体制

本計画は、男女共同参画に関する施策を総合的に体系化したものであり、人権、教育、子ども、健康福祉など施策内容が多岐にわたっています。

名張市男女共同参画推進条例第13条では、「市は、関係部局の相互連携により、男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に実施するため必要な推進体制を整備するものとします」と規定しています。

本計画の効果的な推進と総合的な調整は、主管室長会議および庁議において調整・協議を行うものとし、各施策の推進に関することは、名張市男女共同参画推進施策検討会議を中心として、関係室が連携し、調整・協議を行うことにより、**組織横断的な推進体制による**全庁的な取組みを進めていきます。

#### (2) 多様な主体との連携

本計画を推進するためには、市民・地域・事業者・市民活動団体などと行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携・協力した取組が必要となります。

本計画の施策を効果的に推進するため、名張市男女共同参画センター事業の充実により、市民に開かれた拠点施設として、多様な主体との連携、協働で取組む体制を整えます。

また、必要に応じて、国、県、関係機関からの情報収集、情報交換、調査・研究等を行います。

### 2. 計画の進行管理

#### (1) 施策の評価分析による進行管理

本計画では、施策を総合的、計画的に推進するため、具体的施策の進捗状況の評価分析と数値目標の達成状況を把握したうえで、**名張市**男女共同参画推進審議会へ報告し、評価を受けるとともに、関係室へのフォローアップと市民への公表を行うことにより、実効性のある施策の推進に努めます。

#### (2) 計画の見直し

本計画は、効果的な施策の推進を図るため、計画期間の中間年である2021（平成33）年度までの実施状況や目標達成状況に加え、国の男女共同参画基本計画が5年ごとに見直されることに合わせ、計画の見直しを行うほか、国内外の社会情勢の変化や本市を取り巻く状況の変化に対応して、施策や推進方法を見直すものとします。

**施策の  
方 向 6 行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大**

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
19	研修への参加機会の確保	男女ともに管理職登用に向けた研修や出産・介護等により長期休暇を取得した職員へのフォローアップ研修等を実施します。	人事研修室
19	女性職員の活躍推進	女性の視点による新たな発想や価値観を施策等に反映し、市民サービスの向上につなげられるよう、女性職員が政策形成過程に参画できる機会を拡大するとともに、職員一人一人の適性に合ったキャリア・アップ支援を進めます。	
20	人材の適正配置	職員の意欲と能力の把握に努め、性別にとらわれない適材適所の人事配置、昇進管理を行います。	

**施策の  
方 向 17 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの普及、啓発推進**

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
46	事業所への啓発	男女がともに働きやすい就労環境を整えるため、企業訪問や県が実施している認証制度の周知を通して、事業所等へワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発します。	人権・男女共同参画推進室
47	育児休業制度等を導入している事業者への優遇	入札時の格付けランクの加点項目に、育児休業や介護休業制度を導入している事業者を設定します。	契約検査室
48	「女性活躍推進法」等に基づく「名張市特定事業主行動計画」に沿った事業の推進	職員が仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めるため、女性活躍推進法等に基づく「名張市特定事業主行動計画」に沿って、男性の育児休業取得の推進やワーク・ライフ・バランスについての研修等を行います。	人事研修室
48	出産・子育てがしやすい環境の整備	男女がともに支え合い、安心して出産・育児を行い、円滑に職場復帰した後、仕事と子育ての両立ができるよう、職場としてのサポート体制の確立と支援制度の充実を目指します。	人事研修室
49	ワーク・ライフ・バランスの推進	職員が、それぞれのライフステージにあったワーク・ライフ・バランスを実現し、やりがいを持って働くよう、支援制度等の活用を促進するとともに、職員の意識・職場風土の醸成や働き方の改革など、仕事と生活の両立のための環境づくりを進めます。	
50	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直し等の啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、労働時間の短縮やフレックスタイム、ワークシェアリングの制度紹介などの啓発を行います。	商工経済室
51	「男女がいきいきと働いている企業」表彰・認証制度の周知	県の「男女がいきいきと働いている企業表彰・認証制度」等の周知に努め、男女がともに働きやすい職場づくりを働きかけます。	
52	「事業主行動計画」策定の啓発	事業所に対して計画策定に関する情報提供を行い、計画策定を働きかけます。	

## 高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備

### ■現状と課題

高齢者や障害者、ひとり親家庭などの人たちが自立した生活を送り、多様な生き方を選択できることは、男女共同参画社会を実現していく上で重要な意味があります。

しかし、人々のつながりが希薄になるなど、地域社会が変容するなかで、非正規労働者やひとり親世帯の増加などに対応するセーフティネットの再構築の必要性が指摘されており、高齢者や障害者、ひとり親家庭などさまざまな生活上の困難を抱える人たちへの支援と、地域での孤立を防止するための取組が重要となっています。

少子高齢化が進む中で、市の2015（平成27）年10月1日現在の65歳以上の高齢者は22,222人で、高齢化率は27.6%と全国平均を上回り、4人に1人が高齢者です。

これは、昭和40年代以降の住宅地開発により急激に人口が増加したことによるもので、今後、当面の間、名張市は全国平均の2倍の速さで高齢化が進むと予想され、また、団塊の世代が75歳になる2025（平成37）年には、3人に1人が高齢者になると予想とされています。

本市ではこれまで、誰もができる限り住み慣れた地域の中で、障害があっても要介護状態になってもその人らしく暮らせるよう、「夢づくり広場」※1や「まちの保健室」※2といった福祉基盤を活用し、「地域あんしんねっと」による日常的な見守り支援ネットワークや「地域ささえあい」による有償ボランティア組織による生活支援活動など、市民が主体の活動を支援してきました。

高齢者人口の増加などによる単身世帯、離婚によるひとり親世帯が増加している中で、特に女性については、出産・子育て・介護などによる就業の中止や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況にあると言われています。

今後は、これまで構築してきた地域のネットワークや人の力を活用した「地域包括ケアシステム」※3により、高齢者や障害者だけでなく、ひとり親家庭など複合的に困難な状況に置かれている人たちへも支援を広げ、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくけるような取組を進めていく必要があります。

数値目標項目	現状値 (2014)	中間目標値 (2021)	目標値 (2026)	担当室
生活保護を受けている割合（保護率）	7.5%	7%	6.5%	生活支援室
有償ボランティア等による住民同士の支え合い組織を整備した地域づくり組織の数	6地域	15地域	15地域	健康福祉政策室

#### ※1 夢づくり広場

各地区や自治会、市民活動団体などが主体となって設置、運営する地域における健康福祉の拠点。高齢者サロン活動や子育てひろば活動などのきめ細やかで柔軟な活動や多様な取組が行われています。

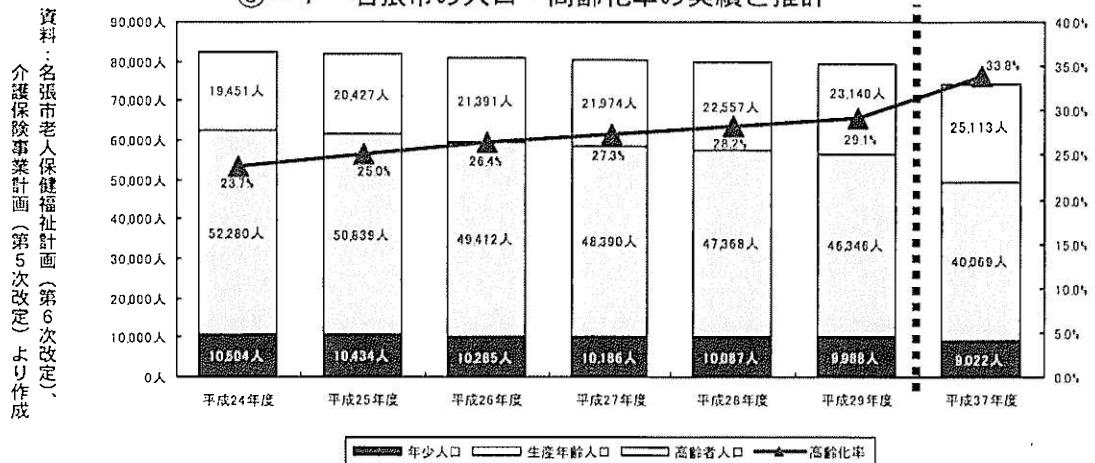
#### ※2 まちの保健室

各地域ごとに保健・福祉の専門職を配置し、健康相談、福祉関係生活相談や一人暮らし高齢者等宅への訪問活動を行うほか、子育て支援や健康づくり教室・介護予防教室などを行う健康づくりの拠点でもある。

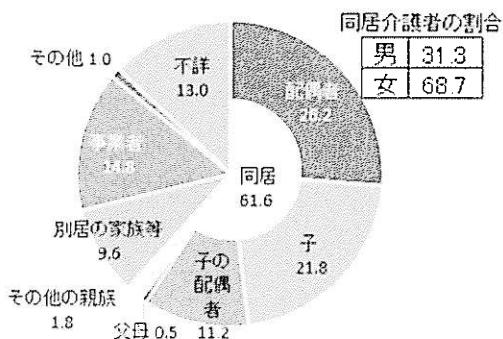
#### ※3 「地域包括ケアシステム」

市民一人ひとりの多様な状況やニーズに対応できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいを一体的に提供するしくみ。

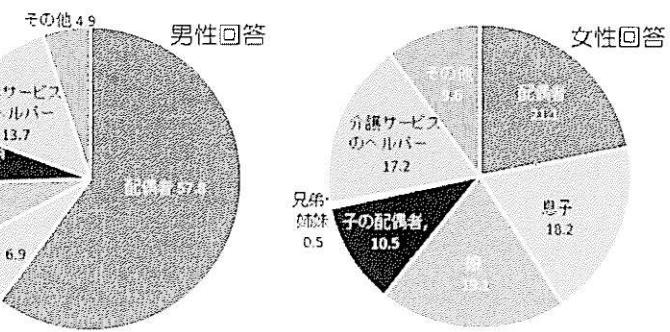
## ⑨－1 名張市の人口・高齢化率の実績と推計



## ⑨－2 主な介護者の状況



## ⑨－3 主な介護者



資料：「厚生労働省国民生活基礎調査」（平成25年度）より作成

資料：名張市生活アンケート調査「主な介護者」（2014年3月）より作成

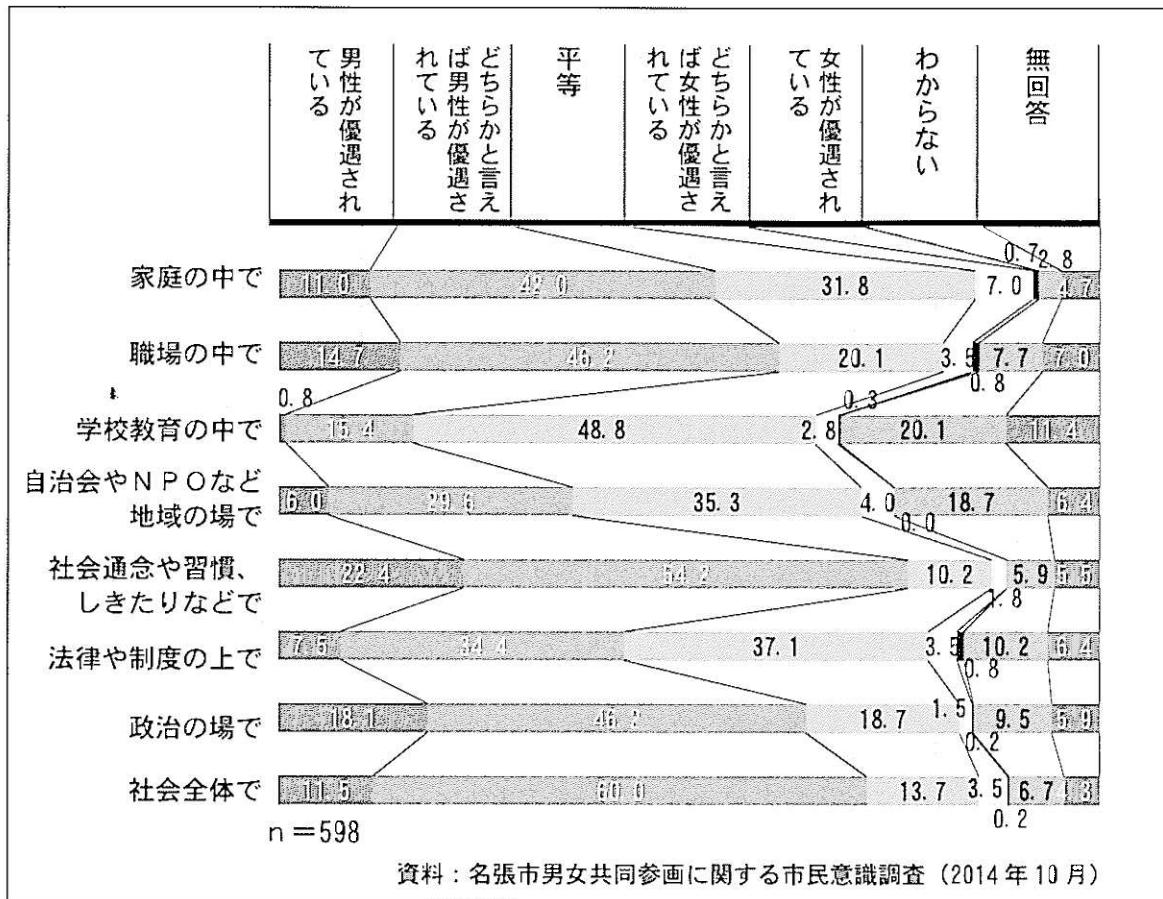
## 施策の方 向 20 ひとり親世帯等に対する支援の充実

番号	具体的な施策(項目)	施策の内容	担当室
71	生活困窮世帯の自立支援	複合的な課題を抱えた生活困窮世帯への相談・就労支援・子どもへの学習支援等を行い、自立を促します。	
72	生活保護世帯の自立支援	生活に必要な扶助を行うとともに、就労可能者への就労支援等を行い、自立を促します。	生活支援室
73	ひとり親家庭の自立支援事業の推進	ひとり親家庭への子育て支援をはじめ、生活、就学、経済的支援等、総合的な自立支援を推進するとともに、児童の学習支援を行います。	
74	ひとり親家庭相談事業の充実	母子自立支援員がひとり親家庭からの相談を受け、情報提供、助言を行います。	子ども家庭室

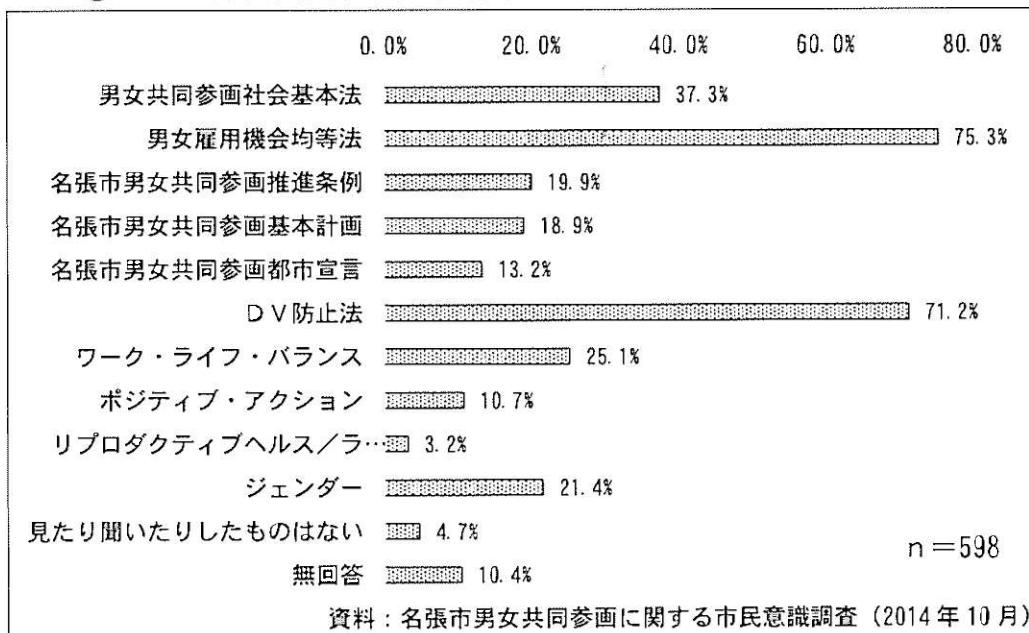
## 施策の方 向 21 高齢者、障害者が安心して暮らせる支援の充実

番号	具体的な施策(項目)	施策の内容	担当室
75	地域ささえあい事業の推進	支援を必要とする人が抱える生活課題に対するサービス提供を行う「有償ボランティア組織」の立上げ支援及び充実を図ります。	健康福祉政策室
76	「地域包括ケアシステム」の推進	高齢者や障害者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、介護、医療、生活支援等の包括的な支援・サービスの提供体制である「地域包括ケアシステム」の推進を図ります。	高齢・障害支援室
77	障害者の生活環境の整備と自立支援	障害者が地域の中で共に暮らせる生活環境を整備するとともに、障害者の自立とその家族への社会参画に向けた支援を行います。	
78	生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	地域における介護予防活動を推進し健康寿命の延伸を図っていきます。また、地域住民の自助・互助の意識を醸成していくために生活支援コーディネーターを配置します。	地域包括支援センター

## ①-2 男女の地位について



## ②-1 男女共同参画に関する政策・法律などの認知度



## 掲載資料について（案）

重点課題①： ①－1（全体、年齢別）、①－2（26年調査）、①－3（全体）

重点課題②： ②－1（26年調査全体）、②－2

重点課題③： ③－3、③－4（従業員の男女構成比、女性管理職の有無、管理職の男女比、男女の雇用形態別構成比）、③－5

重点課題④： ④－2、④－3

重点課題⑤： ⑤－1（全体）、⑤－2（男女）、⑤－3、⑤－4、⑤－6

重点課題⑥： ⑥－1、⑥－2

重点課題⑦： ⑦－1（26年調査）、⑦－4、⑦－5（男女）、⑦－6（育児休業）

重点課題⑧： ⑧－2

重点課題⑨： ⑨－1（グラフ）、⑨－2（グラフ）、⑨－3（円グラフ化）

重点課題⑩： なし

重点課題⑪： ⑪－1、⑪－2、⑪－4（26年度調査）、⑪－5、⑪－7（女性）

重点課題⑫： ⑫－1、⑫－3